

著作権移転契約

第1条 - 本契約の対象成果物

甲が乙に委託した企画・制作における広告物、Webサイト等のデザイン成果物を本契約での著作権移転対象とする。具体的内容は以下。

- 名刺、ハガキ、パンフレット、チラシなどの印刷物デザイン。
および、それを構成するイラスト等、構成要素のデザイン
- Webサイトのデザイン、構成要素のデザイン
- WebサイトのHTMLデータ(ソースコードを含む)
- WebサイトのCMS(システム)を含むデータ

第2条 - 著作データの引渡しと代金(対価)の支払い

甲は、乙に対し、著作権移転の対価として、「企画・制作・運用に関するガイドライン」1-c)に定めた代金を定められた期日までに支払う。

2.著作データの引渡しは、甲から乙への代金の前払い後、原則4営業日以内に行う。最初の納品から3年以上を経た成果物に関しては、著作データの引渡しの用意にかかる日数を別に算出し、乙から甲へ通達の上で、通達した日数内に引き渡す。

3.著作データの仕様を甲の希望によって変更、修正した上で引き渡す場合は、別途作業料を定め、2の通り前払い後に作業し引き渡す。

4.消費税に関し、納品当時の税率と引渡し時の税率が異なる場合は、後者に準ずる。

第3条 - 引き渡し後の著作データの取り扱い

甲は、乙から引き渡された著作データに関し、自社編集、他社委託編集、譲渡その他の一切の権利と責任を有し、何らの制限なく、自由にそれらを利用することができる。

2.引渡し後、月日を経ての再引渡しは、「企画・制作・運用に関するガイドライン」1-b)に準ずるものとする。

第4条 - 瑕疵に対する責任

乙は、成果物の納品時におけるデータ(編集可能なデータが存在する場合は、それらも含む)を引き渡すものとし、引渡し後、成果物に何らかの瑕疵が発見された場合、乙は一切その責めを負わない。

第5条 - 瑕疵に相当しないデータの問題

乙は、成果物の納品時におけるデータ(編集可能なデータが存在する場合は、それらも含む)を引き渡すものとし、引渡し後、成果物に何らかの問題が発見された場合にも、乙は一切その責めを負わない。引き渡し前に予測できる問題に関しては、善良なる管理者の注意義務をもって対策を施したデータを乙が用意するものとする。ただし、引渡し後、一切その責めは負わない。

問題の具体例は以下。

- 制作ソフトのバージョンの相違による問題
- 制作ソフトの互換性の問題
- 制作ソフトのフォント表示の問題
- 制作ソフト内に配置した画像その他のリンクの問題
- Windows、Macintosh間の互換性の問題
- Webデータのサーバー環境の相違による問題

第6条 - 秘密保持

乙は、甲に著作権移譲する成果物の制作途中で、甲より開示を受けた技術上または営業上その他業務上の情報(テキスト、写真、画像、データ、プログラムを含むがそれに限られない (以下、「本秘密情報」という) を、甲の書面による事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならないものとする。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1)秘密保持義務を負うことなく既に保有していた情報
- (2)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3)本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2.乙は、善良なる管理者の注意義務をもって当該本秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3.乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に本秘密情報を開示する場合、当該第三者に対して本契約にもとづき自己が負うのと同等の義務を負わせ、これを遵守させるとともに、当該第三者の行為につき一切の責任を負うものとする。

4.乙は、甲に著作権移譲する成果物の本秘密情報を本契約後複製、複製しないものとする。なお、当該複製、複製物についても本秘密情報として取扱うものとする。

5.乙は、本契約から1ヶ月以内に甲から要請があった場合、甲の指示に従い保管している本秘密情報およびその複製、複製物を直ちに甲に返還もしくは廃棄するものとする。

6.本秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条に優先して適用されるものとする。

第7条 - 個人情報の取扱い

乙は、本契約の対象成果物に関連して、甲から甲の保有する個人情報(特定の個人を識別できる情報をいう。以下同じ。)の取扱いを委託されていた場合、法令および関係官庁のガイドラインに従って当該個人情報の安全管理に必要な措置を講ずるものとし、甲の承諾なく、当該個人情報を第三者に開示・提供してはならない。

2.乙は、前項の個人情報について、本業務を遂行する範囲内でのみ使用し、第三者への開示、複製、改変が必要な場合は、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。

第8条 - 著作権の登録

乙は、甲が要請したときは著作権その他の知的財産権の登録手続きに協力する。但し、登録手続きに要する費用は甲の負担とする。

第9条 - 第三者の著作物・肖像について

乙が、当該成果物の制作途中で合法的に入手した第三者の著作物・肖像(素材データ、肖像の画像等)に関し、乙の判断で、甲に引き渡さない場合、事前に甲へ通達し承諾を得るものとし、引き渡す場合は必要に応じて本契約とは別の著作権移転契約を結ぶものとする。

2.甲が制作途中で入手し、乙に渡した第三者の著作物・肖像に関しては、本契約における著作データ引渡し後、一切の責任を甲が負うものとする。

第10条 - 損害賠償

乙は、著作権移譲の遂行にあたり、法令を遵守するとともに、第三者の著作権その他の権利を侵害してはならない。万一、乙による法令違反または第三者の権利侵害により甲が損害を被った場合には、乙は、当該損害を賠償するものとする。

2.同様に、甲による法令違反または第三者の権利侵害により乙が損害を被った場合には、甲は、当該損害を賠償するものとする。

第11条 - 合意管轄

甲および乙は、本契約に関し甲乙間で紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに同意する。

第12条 - 協議事項

本契約に定めのない事項について、また本契約に定めている事項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意を以って別途協議のうえ解決するものとする。

署名事項 - 本契約の成立

本契約が有効に成立したことを証するため、本契約書 2通を作成し、甲乙が各 1通を所持する。